

掲載日	令和2年4月21日
担当	農業経営課 角森章子
TEL	0852-22-5117
メール	tsunomori-akiko@pref.shimane.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に係る農業者への県知事とJAしまね組合長の
共同メッセージについて

新型コロナウイルス感染症について、島根県を含む全47都道府県が特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象区域とされたことに伴い、県知事と島根県農業協同組合代表理事組合長の連名でメッセージを発出しました。

農業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に島根県を含む全47都道府県が特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象区域とされました。

農業者の皆様におかれても、非常に大きな不安を抱えておられることと思いますが、まずは、ご自身やご家族の感染防止に万全を期していただきたいと思います。

一方、感染拡大防止と早期の終息に向けて一致団結した行動が求められている中で、食料の安定供給という農業の使命は、これまでにないほど大きくクローズアップされております。

県とJAにおいては、緊急事態宣言の対象区域となったことで当面（5月6日まで）は指導活動に制約を生じることとなりますが、代替手段を確保するとともに、生産物の販売・流通については、皆様の生産活動に支障が生じないようできる限りの体制をとることとしていますので、格別のご理解をお願いいたします。

皆様方におかれましては、感染防止に万全の措置を講じた上で、国民全体の取組を支えるという観点から、これまでどおりの営農を継続していただき、安定した生産・出荷に努めていただきますようお願いいたします。

令和2年4月21日

島根県知事

丸山 達也

島根県農業協同組合
代表理事組合長

石川 寿樹